

**区分所有法 招集の通知 管業 R02-29-1 <#811>****【問】 正誤をつけよ。**

集会は、会日より少なくとも1週間前に、会議の目的たる事項を示して各区分所有者に通知を発しななければならない、議案の要領をも通知しなければならない場合もある。

**【答え】 正しい****<ポイント> 招集の通知 管業【★入門】 宅建【★入門】**

- 1 **集会の招集の通知**は、会日より少なくとも1週間前に、**会議の目的たる事項**を示して、各区分所有者に**発しななければならない**。（区分法 35 条 1 項本文）
- 5 第1項の**通知**をする場合において、会議の目的たる事項が第17条第1項、第31条第1項、第61条第5項、第62条第1項、第68条第1項又は第69条第7項に規定する決議事項であるときは、その**議案の要領をも通知**しなければならない。

**<議案の要領が必要となる決議>**

①	共用部分の重大変更
②	規約の設定、変更及び廃止
③	大規模滅失の復旧決議
④	建替え決議
⑤	団地に関する規約の設定の特例
⑥	一括建替え決議